



世界の動き、日本の動き。

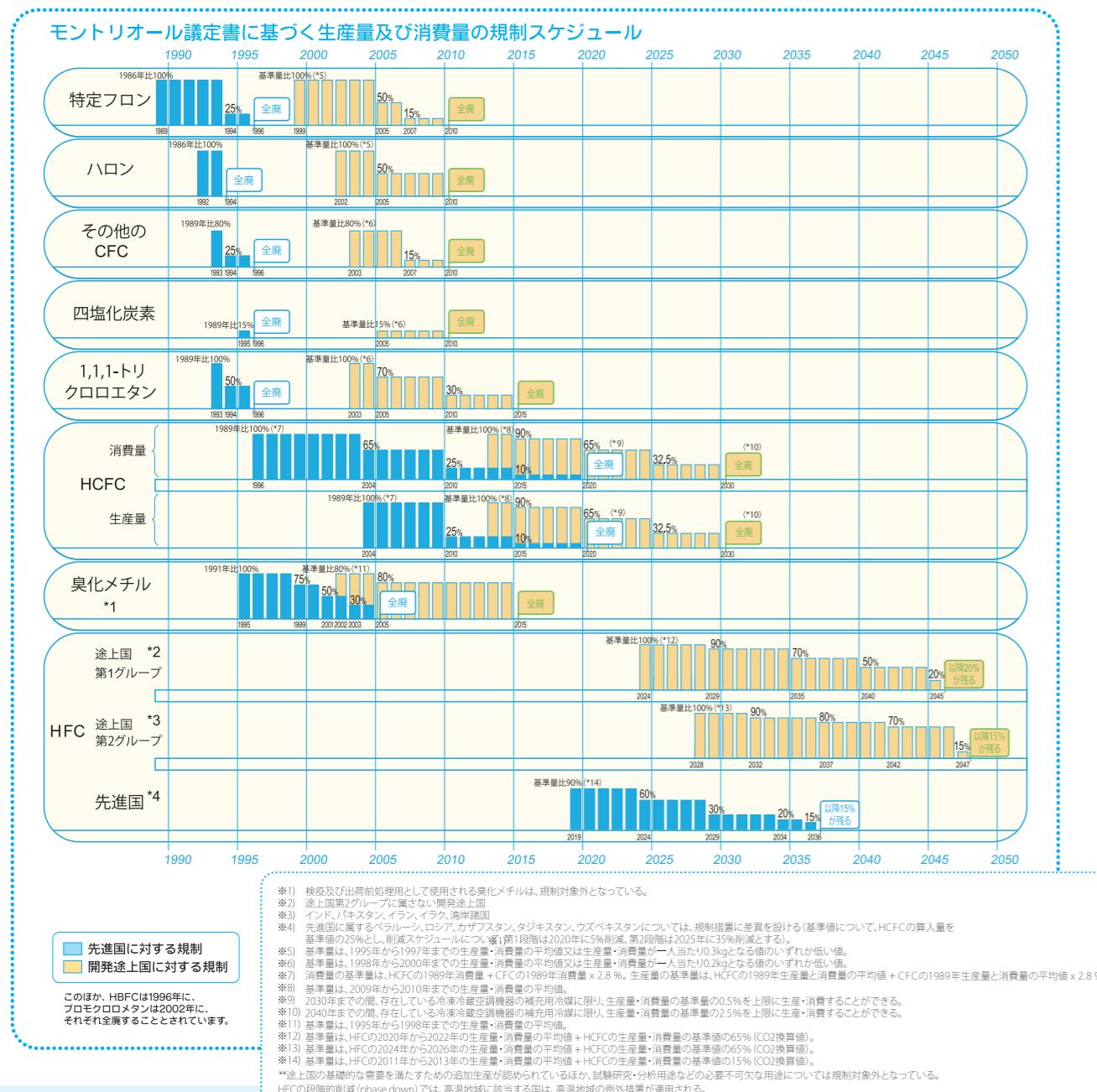
オゾン層保護や地球温暖化防止のため、
日本をはじめ世界中で様々な取組が行われています。

■国際的な取組

オゾン層破壊の問題が認知されるようになってから、国際的な取組として初めて合意されたのが、1985年の「オゾン層の保護のためのウィーン条約」です。1987年には、この条約に基づき、オゾン層破壊物質の具体的規制内容を定めた「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択されました。その後、予想を上回るスピードでオゾン層の破壊が進んでいることが分かったため、モントリオール議定書は何度か見直され、オゾン層破壊物質の削減のスケジュールが早められています。

また、オゾン層破壊物質ではない一方で、地球温暖化をもたらすHFC をモントリオール議定書の対象物質に加える改正（HFC 改正）が2016 年10 月に採択されました。

毎年、締約国会議が開催され、開発途上国でのオゾン層破壊物質の削減や気候変動との関係等の課題について議論がなされています。先進国はモントリオール議定書に基づき、資金を拠出する多数国間基金を作り、開発途上国での取組を支援しています。



■ 我が国のオゾン層保護に関する取組

日本では、ウィーン条約とモントリオール議定書の採択にあわせて、1988年に「オゾン層保護法(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律)」を制定し、オゾン層破壊物質の生産や輸出入の規制、排出抑制の努力義務などを規定しました。この法律に従って、オゾン層破壊物質の生産の全廃等を着実に進めています。また環境省では、オゾン層等の監視状況について年次報告書をとりまとめて毎年公表しています。

さらには、「フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)」「家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)」「自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)」によって家庭や業務用の冷凍・冷蔵庫、エアコン、カーエアコンなどに入っているフロン類の適正な回収・破壊を進めています。

■ オゾン層保護対策推進月間について

1987年の9月に、モントリオール議定書が採択されたことにちなんで、我が国では、毎年9月1日～30日の1ヶ月間を「オゾン層保護対策推進月間」として、国や地方公共団体等において、オゾン層保護・フロン等対策に関する啓発活動を集中的に行ってています。

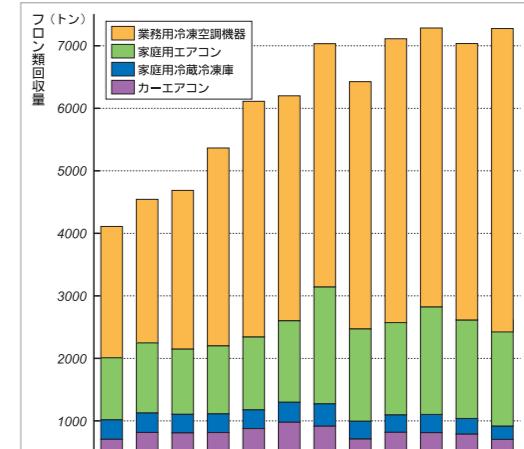
フロンを大気中に排出しないための対策はオゾン層保護のみならず地球温暖化防止のためにも大変重要であり、月間においては、ポスター・パンフレットによる啓発や環境省ホームページでの広報などを通じて、その対策への協力と理解の浸透、取組の促進に努めています。

■ 開発途上国への支援

開発途上国では、先進国を追う形での規制スケジュールでオゾン層破壊物質の削減に取り組んでいます。日本は、多数国間基金への資金拠出を通じて各国のオゾン層保護の取組を支援しているほか、途上国の人材育成のための研修等を行っています。

環境省では、中国HCFC削減管理計画の冷凍冷蔵空調サービス部門や、モンゴルHCFC削減管理計画の発泡製造部門など、モントリオール議定書のアジア太平洋地域のネットワーク会合や多数国間基金を通じて、日本の技術や経験を開発途上国に広めています。

なお、開発途上国では、2015年時点で40億トン-CC以上のフロンが冷蔵庫やエアコンに使われています。冷蔵庫やエアコンからフロンを回収し、再利用できないものを破壊することが、地球温暖化防止の観点からも重要です。



論壇二二：類之同物異



オゾン層保護対策推進月間
ポスター（2016年）



中国HCFC削減管理計画、第2ステージ準備の調整会合 中国、北京市、2016年1月



モンゴルの押出発泡ポリスチレン製造企業の技術転換プロジェクト現地確認、2016年9月



地球温暖化にも大きな影響が…

フロンの大気中への放出を減らすと、オゾン層の保護だけでなく、地球温暖化の防止にも役立ちます。

■ フロン類等は強力な温室効果ガスでもあります

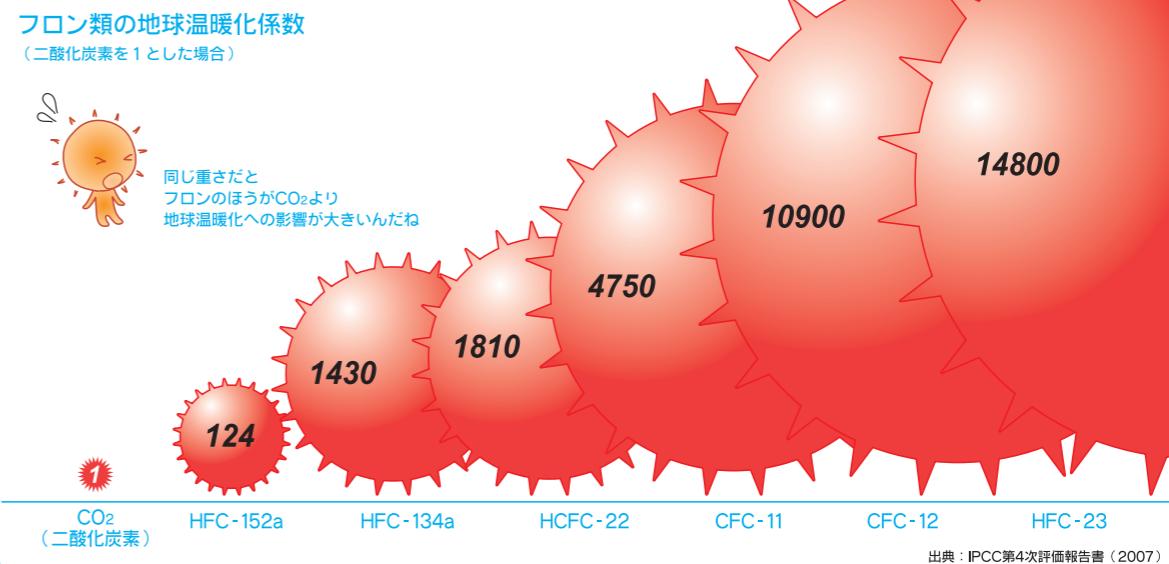
CFCやHCFCなどの生産規制をうけて代わりに使用されるようになったHFCに、PFCとSF6とNF3とを合わせて、「代替フロン等4ガス」と呼ばれています。これらは、強力な温室効果ガスであり、これらの物質の地球温暖化への単位当たりの影響は、二酸化炭素(CO₂)の数百倍から一万倍超と非常に大きいものです。また、CFCとHCFCは、オゾン層破壊物質であると同時に、代替フロン等4ガスと同様、強力な温室効果ガスでもあります。もし、エアコンや冷蔵庫からフロンを漏らしてしまうと、例えば、家庭用エアコン1台では約2,000kg、スーパー・マーケットの冷蔵ショーケース1台では約40,000kgの二酸化炭素を放出したことと同じことになってしまいます。ですから、地球温暖化の防止のためにも、これらの物質の排出抑制・削減に積極的に取り組んでいかなくてはなりません。

フロン類に代わり、オゾン層を破壊せず地球温暖化にも影響の小さい物質として、用途に応じて二酸化炭素(CO₂)やアンモニア(NH₃)などのフロン類を使わない(ノンフロン)物質の使用が広がりはじめているほか、ノンフロン化が難しいとされてきた用途でも、地球温暖化への影響がより小さい物質が開発・使用されつつあります。



| 種類 | オゾン破壊係数(ODP) | 地球温暖化係数(GWP) | 主な用途 |
|---------------------------|--|--|--------------------------------|
| CFC (クロロフルオロカーボン) | CFC-11(1.0) CFC-12(1.0) CFC-113(0.8) | CFC-11(4,750) CFC-12(10,900) CFC-113(6,130) | 冷媒 発泡剤 洗浄剤 エアロゾル(噴射剤) |
| ハロン | ハロン-1211(3.0) ハロン-1301(10.0) ハロン-2402(6) | ハロン-1211(1,890) ハロン-1301(7,140) ハロン-2402(1,640) | 消火剤 |
| 四塩化炭素 | 1.1 | 1,400 | 一般溶剤 試験研究・開発用 原料 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 0.1 | — | 洗浄剤 |
| HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン) | HCFC-22(0.055) HCFC-141b(0.11) | HCFC-22(1,810) HCFC-141b(725) | 冷媒 発泡剤 洗浄剤 |
| HBFC (ハイドロプロモフルオロカーボン) | 0.74 | — | (消火剤)※ |
| プロモクロロメタン | 0.12 | — | (溶剤 農薬 医薬 防虫剤)※ |
| 臭化メチル | 0.6 | — | 土壤の殺菌 検疫 |
| HFC (ハイドロフルオロカーボン) | 0 | HFC-23(14,800) HFC-32(675) HFC-134a(1,430) HFC-152a(124) R-410a(1,725) | 冷媒 発泡剤 洗浄剤 エアロゾル(噴射剤) |
| PFC (パーフルオロカーボン) | 0 | | 溶剤 洗浄剤 半導体製造 液晶製造 |
| SF ₆ | 0 | 7,390–22,800 | 電力用絶縁物質 半導体製造 液晶製造 マグネシウム製造 |
| NF ₃ | 0 | | 洗浄剤 |

*我が国でのHBFC、プロモクロロメタンの使用実態はありません。



■ 我が国の取組

地球温暖化対策としては、これまで「京都議定書目標達成計画」において代替フロン等4ガスの排出抑制目標を定め、産業界による行動計画の進捗状況のフォローアップ、HFCなどに代わる代替物質の開発、断熱材発泡剤・スプレー(エアゾール製品)等のノンフロン化の促進などを進めてきました。

その結果、HFCを始めとする代替フロン等4ガスの排出量については、産業部門を中心に削減が進んできましたが、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に増加傾向にあります。また、廃棄時冷媒回収率は依然3割程度で推移しています。加えて、冷凍空調機器の使用中に、これまでの想定を大きく上回る規模で冷媒フロン類が漏えいしていることが判明しました。

このため、フロン類のライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するため、平成25年通常国会においてフロン回収・破壊法が改正されました。これにより、法律名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に改め、現行法に基づく業務用冷凍空調機器の廃棄時や整備時におけるフロン類の回収及び破壊の徹底に加え、新たに、フロン類及びフロン類使用製品の製造段階における規制、業務用冷凍空調機器の使用段階におけるフロン類の漏えい防止対策等を講じることとなっており、平成27年度から施行されました。

ガスメーカー、機器・製品メーカー、機器ユーザー、その他の関係者(回収業者、破壊業者、施工・メンテナンス業者)等において、それぞれの立場で対応することが求められています。

フロン排出抑制法の概要

- ① フロン類の転換、再生利用による新規製造量等の削減(判断基準の遵守)
- ② 冷媒転換の促進(ノンフロン・低GWPフロン製品への転換)(判断基準の遵守)



③ 業務用機器の冷媒適正管理(使用時漏えいの削減)

- (判断基準の遵守、漏えい量報告)
- ユーザー 定期点検 不調時の修理
- 充填回収業者(回収) 漏えい量算定・報告

④ 充填の適正化、回収の義務

- (業の登録制、充填・回収基準の遵守、証明書の交付、記録・報告等)
- 充填回収業者(充填)

⑤ 再生・破壊処理の適正化

- (業の許可制、再生・破壊基準の遵守、証明書の交付、記録・報告等)
- 破壊業者・再生業者



いま、私たちにできること。

オゾン層を守り、地球温暖化を防ぐために、私たちが普段から取り組めることができます。

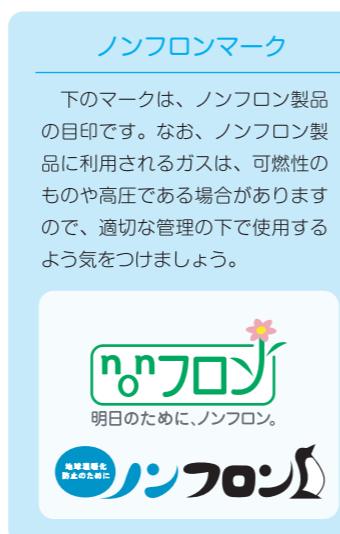
■ ノンフロン製品を選びましょう

フロン類を使わない(ノンフロン)製品を選ぶようにしましょう。製品を購入するときにフロンを使っていないものを選べないか、よく考えてみましょう。

環境省では、民間事業者が行う業務用の冷凍・冷蔵機器の導入に対する支援を実施しており、省エネ性能が高く、かつノンフロンの自然冷媒を用いた機器を設置する場合には、費用の一部が補助の対象となります。

国においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づいて、ノンフロン製品が選べるものについては、国等の機関にノンフロン製品の調達を義務づけるとともに、事業者、個人に対しても、物品購入等の際に、できる限りノンフロン製品を選択するよう努めることを求めています。

(<http://www.env.go.jp/earth/ozone/non-cfc.html>)



家庭用冷凍冷蔵庫

購入するときには、省エネ性能だけでなく、ノンフロン製品であることを確認しましょう。



住宅やビル等の建築・改築

フロン類を使わずに作られた断熱ボードやフロン類を使わない吹付け断熱材があります。



業務用の冷凍・冷蔵・空調機器

機種、用途に応じて、ノンフロン機器の選択肢が増えています。



ダストブロワー (ほこり飛ばしスプレー)

ノンフロン製品として、ジメチルエーテル(DME)やCO₂を使用したものが販売されています。また、ブラシ、掃除機などで代替することも検討しましょう。



■ 代替フロン等対策の枠組みと方向



■ 機器の整備を定期的に行い、フロン類の漏えい防止に努めましょう

機器を使い続けていると、冷媒のフロン類が少しづつ漏れています。エアコンやカーエアコンなどの効きが悪くなった場合には、単にフロン類を補充するだけでなく、機器からフロン類が漏れてないか、信頼できる専門業者によく点検、修理してもらいましょう。特に、業務用の冷凍・冷蔵・空調機器には多量のフロン類が入っていますので、日頃から漏れがないように適切に管理することが重要です。

平成27年度からは、フロン排出抑制法に基づき、一定規模以上の業務用冷凍・冷蔵・空調機器については定期点検等によるフロン類の漏えいの防止が、一定量以上の漏えいをしている事業者にはフロン類の漏えい量の国への報告等を行うことが義務付けられました。

■ 不要となったフロン類の回収を必ず実施してください

特定のフロン類使用機器を廃棄するときは、法律に従って行う必要があります。機器の種類により、業務用の冷凍・冷蔵・空調機器はフロン排出抑制法、家庭用エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯乾燥機(ヒートポンプ式)は家電リサイクル法、カーエアコン(自動車の廃棄時)は自動車リサイクル法によって規制されており、これらの機器を廃棄するときには、フロン類が大気中に放出されないように、それぞれの法律に基づいて、適切に回収して処理しなくてはいけません。特に、店舗、工場、事務所、ビルなどを改修、解体するときに、建物に据え付けられた冷蔵・冷凍機器や空調機器からフロン類が放出されることがないように、工事業者とよく相談して、機器本体を廃棄する前に、フロン類回収を必ず実施してください。



スーパー・マーケット冷蔵ショーケース(室外機)からのフロン類冷媒回収の様子
写真提供：冷媒回収推進・技術センター

業務用の冷凍空調機器（第一種特定製品）の管理者、整備者、廃棄等実施者は以下の措置に取り組むことが必要です。

機器の設置に関する義務

確認! 機器の適切な場所への設置
機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全
※振動源を周囲に設置しない、点検・修理のために必要な作業空間を確保する、機器周辺の清掃を行う

機器の使用に関する義務

点検! 機器の点検の実施
全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、専門的な定期点検を実施。
※義務の履行のため、所有・管理する機器のリスト化と点検体制・スケジュール等を検討ください。

漏えい防止措置

修理! 未修理の機器への冷媒充填*の禁止
フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施。修理しないでフロン類を充填することは原則禁止。
※フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

記録! 点検等の履歴の保存

機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存
第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定
一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告
※報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。
※義務の履行のため、充填量・回収量の集計体制・スケジュール等を検討ください。

機器の廃棄等に関する義務

回収! 機器廃棄時などの
フロン類回収*の徹底
不要となったフロン類の回収依頼、
「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担
※フロン類の回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、以下のような罰則があります。

- フロン類をみだりに放出した場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、都道府県知事の命令に違反した場合 50万円以下の罰金
- 算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合 10万円以下の過料

家庭用の冷蔵庫・冷凍庫・エアコン ・洗濯乾燥機(ヒートポンプ式) を廃棄するとき

『家電リサイクル法』に基づく回収が必要です

製品を購入した(する)小売店等に
引取りを依頼しましょう。



自動車を廃車するとき

『自動車リサイクル法』に基づく回収が必要です

ディーラーや整備業者など
都道府県等の登録業者に引き渡しましょう。